第6章 合併関係資料

1 合併協議会規約等

本荘由利一市七町合併協議会規約

(設置)

第1条 本荘市、矢島町、岩城町、由利町、大内町、東由利町、西目町及び鳥海町(以 下「一市七町」という。) は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2 第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」 という。) 第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。) を置く。

(名 称)

第2条 協議会は、本荘由利一市七町合併協議会と称する。

(事 務)

- 第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 一市七町の合併に関する協議
 - (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、一市七町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、本荘由利広域行政センター内に置く。

(組 織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

- 第6条 会長及び副会長は、一市七町の長が協議し、一市七町の長の中から会長1名、 副会長7名を選任する。
 - 2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

- 第7条 委員は、次の者をもって充てる。
 - (1) 各市町の長(前条第1項の規定により会長となった者を除く。)
 - (2) 各市町の議会の議長及び議会の推薦する議員各1名
 - (3) 各市町の長が定めた者各2名
 - (4) 各市町の長が協議して定めた学識経験を有する者
 - 2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第8条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長及び副会長が協議してあ らかじめ指定した副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

- 第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
 - 2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招

集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委 員に通知しなければならない。

(会議の運営)

- 第10条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
 - 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。 (事務局)
- 第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
 - 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(職員)

第12条 協議会の事務に従事する職員は、一市七町の長が協議して定めた者をもって充 てる。

(幹事会)

- 第13条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会 を置く。
 - 2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 協議会に要する経費は、一市七町が協議して負担する。

(監 査)

- 第15条 協議会の出納の監査は、一市七町の代表監査委員のうちから協議会の同意を得 て、3名を会長が委嘱して行う。
 - 2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属す る市町の例により会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

- 第17条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために 要する費用弁償を受けることができる。
 - 2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が会議 に諮り別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、 会長であった者がこれを決算する。

(補 則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長及び副会長が 協議して別に定める。

附 則

この規約は、平成15年1月15日から施行する。

本荘由利一市七町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本荘由利一市七町合併協議会規約第11条第2項の規定に基づき、 本荘由利一市七町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要 な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 協議会の会議に関すること
 - (2) 協議会の協議資料の作成に関すること
 - (3) 協議会の庶務に関すること
 - (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

- 第3条 事務局に事務局長、副局長、次長、班長その他必要な職員を置く。
 - 2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて秋田 県職員を助言者として派遣要請することができるものとする。
 - 3 分掌事務は、別表のとおりとする。

(職員の職務)

- 第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。
 - 2 副局長は、事務局長の命を受け、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 事務局内の連絡及び調整
 - (2) 事務局長の職務の補佐
 - 3 次長は、上司の命を受け、事務局長等が定める事務を処理し、所属職員を指揮 監督する。
 - 4 班長は、上司の命を受け、担当の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

(決 裁)

- 第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
 - (2) 協議会に提案する議案の決定
 - (3) 協議会の予算及び決算
 - (4) 規程及び要領等の制定改廃
 - (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

- 第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。
 - (1) 50万円以内の物品の購入及び契約の締結に関すること
 - (2) 物品及び現金の出納に関すること

- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること
- (4) その他軽易な事項に関すること

(職員の服務)

第7条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、会長の属する市町の例 による。

(給 与)

第8条 職員の給与及び旅費については、普通地方公共団体と結ぶ派遣に関する協定書 によるものとする。

(委 任)

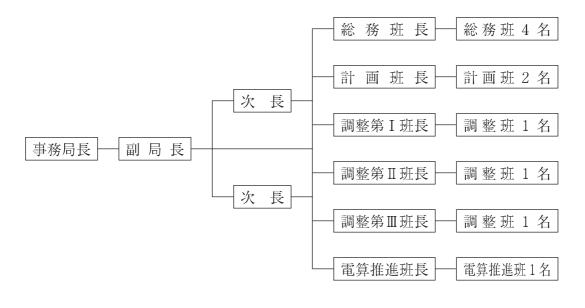
第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- この規程は、平成15年1月15日から施行する。
- この規程は、平成15年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

組織図



(事務局20名体制)

事務局体制の効率化を図るため、平成15年11月7日に一部改正し電算推進班を設置

事務分掌

班名	
	1 庶務及び会計に関すること
	2 合併の諸手続きに関すること
	3 協議会の会議に関すること
	4 合併に係る広報に関すること
	5 合併に係る資料の編纂に関すること
	6 人事に関すること
総務班	7 報酬等支給に関すること
	8 合併の方式に関すること
	9 合併の期日に関すること
	10 新市の名称に関すること
	11 新市の事務所の位置に関すること
	12 予算編成に関すること
	13 その他他の班に属さないこと
	1 市町村建設計画に関すること
計画班	2 財政計画に関すること
	1 財産の取扱いに関すること
	2 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること
	3 地方税の取扱いに関すること
	4 一般職の職員の身分の取扱いに関すること
	5 特別職の身分の取扱いに関すること
	6 条例、規則等の取扱いに関すること
調整第一班	7 事務組合及び機構の取扱いに関すること
(総務・財務)	8 一部事務組合等の取扱いに関すること
	9 使用料、手数料等の取扱いに関すること
	10 公共的団体等の取扱いに関すること
	11 補助金、交付金等の取扱いに関すること
	12 町名・字名の取扱いに関すること
	13 慣行の取扱いに関すること

班名	分 掌 事 務
調整第 班 (教育・民生)	1 条例、規則等の取扱いに関すること 2 使用料、手数料等の取扱いに関すること 3 各種団体への補助金・交付金等の取扱いに関すること 4 国民健康保健事業の取扱いに関すること 5 介護保険事業の取扱いに関すること 6 老人保険事業の取扱いに関すること 7 各保健衛生事業の取扱いに関すること 8 交通安全、消防及び防災事業の取扱いに関すること 9 文教関係に関すること 10 その他民生福祉事業の取扱いに関すること
調整第 班 (産業・建設)	1 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること 2 条例、規則等の取扱いに関すること 3 使用料、手数料等の取扱いに関すること 4 各種団体への補助金・交付金等の取扱いに関すること 5 その他産業建設事業の取扱いに関すること
電算推進班	1 電算システム統一に関すること2 情報通信ネットワークの整備に関すること

本荘由利一市七町合併協議会分科会設置要領

(設置)

第1条 本荘由利一市七町合併協議会事務局規程(以下「規程」という。)第2条第1項 第2号に規定する協議資料の作成等のため、本荘由利一市七町合併協議会分科 会を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は、本荘由利一市七町合併協議会事務局長(以下「事務局長」という。) の指示を受け、本荘由利一市七町合併協議会規約(以下「規約」という。)第3 条に掲げる事項について、専門的に協議し、又は調整するものとする。

(組 織)

第3条 分科会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

- 第4条 分科会に次の役員を置く。
 - (1) 分科会長 1名
 - (2) 副分科会長 1名
 - 2 役員は委員の互選により選任する。

(役員の職務)

- 第5条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。
 - 2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代 理する。

(会議)

- 第6条 会議は、事務局長の要請により、又は分科会長が必要に応じて随時開催するも のとする。
 - 2 分科会長は、分科会の議長となる。
 - 3 分科会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。
 - 4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、事務局長に報告するものと する。

(庶 務)

第8条 分科会の庶務は、本荘由利一市七町合併協議会事務局が行う。

(補 則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成15年1月15日から施行する。

別表(第3条関係)

部会名	分 科 会	本荘市	矢島町	岩城町	由利町	大内町	東由利町	西目町	鳥海町
	財政分科会								
	会計分科会								
60.75 ÷0. A	管財分科会								
総務部会	総務分科会								
	人事分科会								
	電算分科会								
	企画分科会								
企画部会	広報分科会								
	情報通信分科会								
税務部会	税務分科会								
	住民分科会								
	環境分科会								
住民部会	防災・交通								
	分 科 会								
	福祉分科会								
福祉部会	医療給付分科会								
	保健衛生分科会								
	農業分科会								
産業経済	林業分科会								
部 会	水産分科会								
	商工観光分科会								
	水道分科会								
部 会	下水道分科会								
	建設分科会								
建設部会	住宅分科会								
	都市計画分科会								
お ちかろ	学校教育分科会								
教育部会	社会教育分科会								
議会事務局	議会事務局								
部 会	分 科 会								
農業委員会 事務局委員会	農業委員会								
争仍问安其云	争物向力件会							(禾昌夕	

(委員名は省略)

分科会別の主な検討事項

部会名	分 科 会	主 な 検 討 課 題							
마조디	財政分科会	財政計画、各施策の財政負担の検討							
	会計分科会	指定金融機関の取扱い							
総務部会	管財分科会	財産の取扱い							
	総務分科会	条例規則整理、事務組織及び機構、字区界、慣行の取扱い							
	人事分科会	一般職・特別職の身分の取扱い							
	電算分科会	電算システムの取扱い							
	企画分科会	市町村建設計画、交通対策、交流事業の取扱い							
企画部会	広報分科会	広報、広聴事業の取扱い							
	情報通信分科会	情報・通信事業の取扱い							
税務部会	税務分科会	地方税、納税関係の取扱い							
	住民分科会	住民窓口業務、諸証明の取扱い							
住民部会	環境分科会	ごみ収集運搬業務、墓地・火葬場、各種衛生施策の取扱い							
	防災・交通	消防団、防災、交通安全対策等の取扱い							
	分 科 会								
	福祉分科会	高齢者福祉、児童福祉、各種福祉施策、介護保険、社会福祉協議会の取扱い							
福祉部会	医療給付分科会	国民健康保険、老人健康保健、乳幼児医療、福祉医療の取扱い							
	保健衛生分科会	各種保健事業、各種健診事業の取扱い							
	農業分科会	農業関係事業の取扱い							
産業経済	林業分科会	林業関係事業の取扱い							
部会	水産分科会	水産関係事業の取扱い							
	商工観光分科会	商工・観光関係事業、関係団体・補助金取扱い等							
上下水道	水道分科会	水道事業の取扱い(料金体系等)							
部 会	下水道分科会	下水道事業の取扱い(分担金、負担金、使用料)							
	建設分科会	建設関係事業の取扱い							
建設部会	住宅分科会	公営住宅の取扱い(使用料等)							
	都市計画分科会	都市計画に係る各事業の取扱い							
	学 校 教 育	学校教育 幼 稚园 松 春 教育体乳 [*] ***********************************							
教育部会	分 科 会	学校教育、幼稚園、給食、教育施設の取扱い							
뀼티마즈	社 会 教 育	ナム数 空間 を							
	分 科 会	社会教育関係、公民館、集会所、体育施設の取扱い							
議会事務局	議会事務局	・							
部 会	分 科 会	議員の定数及び任期の取扱い							
農業委員会	農業委員会	農業委員会定数等の取扱い							
事務局委員会	事務局分科会	辰未女昊五ル双寸VJ4XJXVI							

本荘由利一市七町合併協議会幹事会設置要領

(設置)

第1条 本荘由利一市七町合併協議会規約(以下「規約」という。)第13条第2項の規定 に基づき、本荘由利一市七町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)を設 置する。

(所掌事務)

- 第2条 幹事会は、本荘由利一市七町合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を 受け、本荘由利一市七町合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する必要 な事項について、協議し、又は調整するものとする。
 - 2 前項に規定するもののほか、一市七町の合併に必要な事項について、協議し、 又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

(組 織)

- 第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。
 - 2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
 - 3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選による。

(会議)

第5条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

- 第6条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の座長となる。
- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。 (専門部会)
- 第7条 幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶 務)

第10条 幹事会の庶務は、規約第11条第1項に規定する協議会事務局において処理する。 (委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- この要領は、平成15年1月15日から施行する。
- この要領は、平成15年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区分		I	哉	名		
本 荘 市	助	役	総	合 政	策課	長
矢 島 町	助	役	企	画商工	観 光 課	長
岩城町	助	役	情	報企	画課	長
由 利 町	助	役	企	画商	工課	長
大 内 町	助	役	企	画	課	長
東由利町	助	役	企	画	課	長
西目町	助	役	企	画	課	長
鳥海町	助	役	企	画情	報 課	長

本莊由利一市七町合併協議会専門部会設置要領

(設置)

第1条 本荘由利一市七町合併協議会幹事会設置要領(以下「要領」という。)第7条の 規定に基づき、本荘由利一市七町合併協議会専門部会(以下「専門部会」とい う。) を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、本荘由利一市七町合併協議会幹事長(以下「幹事長」という。)の 指示を受け、本荘由利一市七町合併協議会規約第3条に掲げる事項について、 専門的に協議し、又は調整するものとする。

(組 織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

- 第4条 専門部会に次の役員を置く。
 - (1) 部会長 1名
 - (2) 副部会長 1名
 - 2 役員は委員の互選により選任する。

(役員の職務)

- 第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 会議は、幹事長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものと する。
 - 2 部会長は、部会の議長となる。
 - 3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。
 - 4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。 (庶務)

第8条 専門部会の庶務は、本荘由利一市七町合併協議会事務局が行う。

(補 則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年1月15日から施行する。

別表(第3条関係)専門部会委員

専門部会名	本荘市	矢 島 町	岩城町	由利町	大内町	東由利町	西目町	鳥海町
総務部会								
企画部会								
税務部会								
住民部会								
福祉部会								
産業経済部会								
上下水道部会								
建設部会								
教育部会								
議会事務局部会								
農業委員会事務局委員会								タナツ吸 \

(委員名は省略)

本荘由利一市七町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本荘由利一市七町合併協議会規約第16条の規定に基づき、本荘由 利一市七町合併協議会 (以下「協議会」という。)の予算に関し、必要な事項 を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

- 第2条 協議会の予算は、本荘市、矢島町、岩城町、由利町、大内町、東由利町、西目 町及び鳥海町の負担金、その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要する すべての経費を歳出とする。
 - 2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、協議会の 会議に報告するものとする。
 - 3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、 協議会の会議に報告するものとする。

(歳入歳出予算の款及び項の区分)

- 第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。
 - 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。
 - 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に 定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

- 第5条 協議会の出納は、会長が行う。
 - 2 協議会に属する現金は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預け入 れなければならない。

(協議会出納員)

- 第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。
 - 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさ どる。

(決算等)

- 第7条 協議会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。
 - 2 会長は、出納の閉鎖後3か月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に 付した後、協議会の会議に報告するものとする。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、別に定める様式によりこれを行 うものとする。

- 2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。
 - (1) 予算差引簿
 - (2) その他必要な簿冊

(委 任)

第9条 この規程に定めるもののほか協議会の予算に関し必要な事項は、会長の属する 市町の例による。

附 則

この規程は、平成15年1月15日から施行する。

別表第1(第4条関係) 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第2(第4条関係) 歳出予算の款、項及び目の区分

	款		項	目		
1	運営費	1	会議費	1	会議費	
'	建 占貝	2	事務費	1	事務費	
2	事業費	1	事業推進費	1	事業推進費	
3	予備費	1	予備費	1	予備費	

本荘由利一市七町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 本荘由利一市七町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、本荘由利一市 七町合併協議会の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定 めるものとする。

(重要事項)

- 第2条 重要事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 合併の方式
 - (2) 合併の期日
 - (3) 合併後の自治体の名称及び事務所の位置
 - (4) 財産の取扱い
 - (5) 建設計画

(基本方針)

- 第3条 会議は、原則公開とする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、公開 しないことができるものとする。
 - 2 会議の運営に際しては、公平、公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

- 第4条 会長(以下「議長」という。)は、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会 議を運営することに努めなければならない。
- 2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。 (会議の開閉等)
- 第5条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。
 - 2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(会議の進行)

第6条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分 かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めるものとする。

(傍 聴)

- 第7条 会議は、傍聴することができる。
 - 2 会議の傍聴については、議長が別に定める。

(会議録)

- 第8条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。
 - (1) 開催日時及び場所
 - (2) 出席委員等の氏名
 - (3) 議題及び議事の要旨
 - (4) その他議長が必要と認めた事項

2 会議録に署名すべき委員は、2名とし、議長が会議において指名する。

(会議録等の公開)

- 第9条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。
 - 2 前項の公開は、議長が定める方法により行うものとする。

(関係者の出席)

第10条 議長は、必要があると認める時は、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見 を聴くことができる。

(委 任)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定 める。

附 則

この規程は、平成15年1月21日から施行する。

本荘由利一市七町合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 本荘由利一市七町合併協議会会議運営規程第7条第2項の規定に基づき、本荘 由利一市七町合併協議会会議(以下「会議」という。)の傍聴について必要な事 項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿(様式第1号)に住所、氏名及び 年齢を記入しなければならない。

(傍聴人の数の制限)

第3条 協議会の会長(以下「会長」という。)は、傍聴席の状況により、傍聴人の数を 制限することができる。

(傍聴席に入ることができない者)

- 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯 している者。
 - (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者。
 - (3) はち巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、 又は携帯している者。
 - (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯し ている者。ただし、撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く。
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者。
 - (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者。
 - (7) 酒気を帯びていると認められる者。
 - (8) 異様な服装をしている者。
 - (9) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者。
 - 2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た 者は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

- 第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しな いこと。
 - (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
 - (3) はち巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、 又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
 - (4) 飲食及び喫煙をしないこと。

- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならな い。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければな らない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わな いときは、これを退場させることができる。

(委 任)

第10条 この規程に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。 附 則

この規程は、平成15年1月21日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

[本荘由利一市七町合併協議会 傍聴者受付簿]

番号	住	所	氏	名	年 齢	氏	名

本荘由利一市七町合併協議会会議運営申し合わせ事項

本荘由利一市七町合併協議会会議の運営等に関し、必要な事項を次のとおり定めるも のとする。

1 代理出席

代理出席は、各市町の長にのみ認め発言できるものとする。ただし、代理者の場 合は、会長及び副会長の職を代理するものではない。

2 会議の定例開催

会議開催日及び開催時間は、原則として、以下のとおりとする。

- (1) 開催日 毎月第3木曜日(必要に応じて変更可)
- (2) 開催時間 午後1時30分から(必要に応じて変更可)
- (3) 開催場所 本荘由利広域交流センター 「多目的ホール」(必要に応じて変更可)

3 資料提供の取扱い

- (1) 協議会資料は、協議資料と付属資料に分類する。
- (2) 会議録は全文記録方式とする。
- (3) 協議会資料は、全て閲覧資料とし、傍聴者には次第のみ配布するものとする。
- (4) 協議会資料の閲覧場所は、本荘由利一市七町合併協議会事務局及び各市町の市 町村合併担当課とする。
- (5) 上記に定める他、資料の配布、閲覧については会長の判断による。

本荘由利一市七町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本荘由利一市七町合併協議会規約(以下「規約」という。)第17条 第2項に規定に基づき、本荘由利一市七町合併協議会(以下「協議会」という。) の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)の 報酬は、協議会出席1回につき6200円とする。ただし、本荘由利一市七町の長 その他の地方公共団体の長、助役その他の常勤職員については、これを支給し ない。

(費用弁償の額)

- 第3条 協議会委員等が、協議会に出席するため移動に要した経費については、費用弁 償として実費を支給する。ただし、本荘由利一市七町の長については、これを 支給しない。
 - 2 協議会委員等が、協議会の職務を行うために本荘由利一市七町以外の区域に出 張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

(支給方法)

第4条 協議会の委員等に支給する旅費については、会長の属する市町の特別職の職員 で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定を準用する。

(委 任)

第5条 この規程に定めるもののほか協議会委員等の費用弁償に関し必要な事項は、会 長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月21日から施行する。

【合併協議会委員等名簿】

役職名	委員区分	職(選出市	町名)	氏	名		考
会長		本 荘	<u>市</u>	柳田			
		大 内	町	佐々木			
			町	佐藤		+	
	4 D * B	矢 島 岩 城	一 <u>「</u>	加藤		-	
副会長	副会長 (市町長)	由利	町	阿部			
前去区 (市町長	(市町長)	由 利 東 由 利		阿部			
		西目	町	三浦			
		<u></u> 鳥 海	町	佐藤		- -	
		本 荘	市	斉藤		=	
		//		工藤			
		·····	囲丁	正木			· 24辞仟
		"		大 場		+	- · H · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		· · · · · · · · · · · · //		佐藤			·····································
		//		佐藤			
		岩 城	囲丁	阿部			2000
		'					
		由利	囲丁	村 上			
	2040	H		木 内	忠 -	- H15 .12 .	 7辞仟
委員	2号委員	//		佐藤			
	(議会議員)	大 内	囲丁	成田			- C-1/10 T
		"					
		東由利	 J 町	遠藤		<u>-</u> +	
		//	·				
		西目	囲丁	齋藤		+	
		<u></u>		鈴 木			 的辞任
		· · · · · · · · //		鈴 木		+	
		鳥 海	囲丁	今 野	<i>/</i> 登2 義	H16.33	
		"		藤原			
		"		真 坂		4	
		本 荘	市	東海林		2	
		//		村 岡		Ē	
		矢 島	囲丁	茂木			
		"	· -	鈴木		+	
		岩城	町	高橋		-	
		"		三浦		3	
		由利	町	尾留川			
	3号委員	//		木 内	忠一	-	
委 員		大 内	囲丁	佐々木			
	(住民代表)	//		小笠原	良 -	-]	
		東由利	J HT	長谷山	Ж	<u> </u>	
		"				i	
		西目	囲丁	金子 三浦 須田	重 夫	₹	
		"		須 田		2	
		鳥海	囲丁	松山	訓		
		"		高橋	和子	H16.3.3	80辞任
		//		大 友		+	
未 旦	4号委員	由利地域振!	興局長	石山	僧		
委員	(識見を有する者)	//		井上			
		矢 島	町	小 番	与 -		
監査	至 員	岩 城	町	今 野		3	
	1 女 貝	西目	町	渡辺	III	H 15 . 9 2	
		"		伊 豆	吉昭	H 15 .12 .	8就任

合併協定書

平成16年8月17日

市 島 矢 町 城 町 利 由 町 内 町 大 東 由 利 町 西 町 目 鳥 海 町

1 合併の方式

本荘市、由利郡矢島町、同郡岩城町、同郡由利町、同郡大内町、同郡東由利 町、同郡西目町及び同郡鳥海町を廃し、その区域をもって新しい市を設置す る新設(対等)合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年3月22日とする。

新市の名称 3

新市の名称は「由利本荘市(ゆりほんじょうし)」とする。

4 新市の事務所の位置

- (1)新市の事務所(管理・事務局部門を置く本庁機能を有する事務所)の位 置は、当分の間、本荘市出戸町字尾崎17番地に置く。
- (2)新庁舎の建設は、当分の間行わない。
- (3) 一市七町の現庁舎を総合支所、または地域自治区の事務所とする。なお、 既存の支所及び出張所は存続する。

5 財産及び債務の取扱い

- (1)各市町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐ。
- (2) 本荘市の石脇財産区、子吉財産区、小友財産区、石沢財産区、北内越財 産区及び松ヶ崎財産区並びに大内町の北内越財産区については、現行のと おり、新市のそれぞれの財産区として存続するものとする。
- (3)普通財産のうち立木の処分があった場合は、それぞれの地域に配慮す るものとする。

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

- (1)議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律 第6号)第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年10月31日まで引き 続き新市の議会議員として在任する。
- (2)新市の議会議員の定数は、30人とする。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- (1)新市に1つの農業委員会を置き、一市七町の農業委員会の選挙による委 員であった者のうち80人は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年 法律第6号)第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月31日まで 引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- (2)新市の農業委員会の選挙については、選挙による委員の定数を30人とし、 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第10条の2第2項に規 定する選挙区を設ける。選挙区は8とし、現在の各市町に設ける。 ただし、各選挙区における選挙すべき委員の定数については、新市におい て調整する。

地方税の取扱い 8

(1)市民税、固定資産税、軽自動車税、鉱産税、入湯税の税率については、 新市における標準税率に統一する。

納期については、地方税法に定める納期に統一する。ただし、固定資産 税及び軽自動車税の納期については、本荘市の例に統一する。

- (2) 市たばこ税、特別土地保有税については、現行のとおりとする。 なお、特別土地保有税の免税点については、地方税法の規定により 5 000 m² とする。
- (3)都市計画税については、現行のとおりとする。

9 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。
- (2)職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の 適正化に努める。
- (3)職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化 の観点から調整し統一を図る。
- (4)給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を 図る。

10 特別職の職員の身分の取扱い

- (1)特別職の職員の設置、人数、任期については、法令等の定めるところに よる。法令等の定めがない場合は、新市において調整する。
- (2)特別職の職員の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参 考に調整する。

11 条例・規則等の取扱い

条例及び規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議、確認された各種事 務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備する。

- (1)合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行する必 要があるもの
- (2)合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの
- (3)合併後、逐次制定し施行するもの

12 事務組織及び機構の取扱い

新市の事務組織及び機構については、住民サービスが低下しないよう十 分 に配慮し、次の事項を基本として整備する。

また、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規 模等の適正化を図る。

新市の事務組織及び機構の整備方針

- (1)住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構
- (2)住民の声を適正に反映できる組織・機構
- (3)地方分権社会における行政課題に的確に対応できる組織・機構
- (4)地域コミュニティの推進について、支援できる組織・機構
- (5)簡素で効率的な組織・機構

13 一部事務組合等の取扱い

- (1)本荘由利一市七町が加入している秋田県市町村総合事務組合及び秋田県 市町村会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市に おいて合併の日に当該組合に加入する。
- (2) 一市四町(本荘市、岩城町、大内町、東由利町及び西目町)で構成して いる本荘地区消防事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、 合併の日にすべての事務及び財産並びに一般職の職員は、新市に引き継ぐ。
- (3)三町(矢島町、由利町及び鳥海町)で構成している矢島地区消防組合に ついては、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び 財産並びに一般職の職員は、新市に引き継ぐ。
- (4)公平委員会に係わる事務の委託については、合併の日の前日をもって委 託に関する規約を廃し、新市において現行の事務委託規約の内容により合 併の日に締結する。
- (5)二町(矢島町及び鳥海町)で構成している矢島・鳥海清掃一部事務組合 については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及 び財産並びに一般職の職員は、新市に引き継ぐ。
- (6)本荘由利一市七町が加入している本荘由利広域市町村圏組合については、 合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入 する。

14 使用料及び手数料等の取扱い

使用料及び手数料等については、次のとおり調整する。

- (1) 用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一または 類似する施設の使用料については、新市において調整を図る。
- (2) 手数料については、住民負担に配慮し、負担の公平の原則により合併時 に統一する。

15 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の 実情を尊重しながら、統合整備に努める。

- (1)共通の目的を持った団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。 なお、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められ るよう調整に努める。
- (2)独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとし、必要に応じ 新市において調整を図る。

16 補助金・交付金等の取扱い

補助金及び交付金等の取扱いについては、従来からの経緯や実情に配慮し、 新市において公共的必要性・有効性・公平性の観点から次の方針を基本に調整 を図る。

- (1)各市町同一または同種の補助金及び交付金等については、関係団体等の 理解と協力を得て統一の方向で調整する。
- (2) 各市町独自の補助金及び交付金等については、制度の経緯や地域事情、 従来からの実績を踏まえて調整する。

17 字の区域及び名称の取扱い

- (1)字の区域は、現行のとおりとする。
- (2) 本荘市、由利町及び大内町は、現行の大字の前に現市町名を付さない。
- (3)矢島町、西目町及び鳥海町は、現行の大字の前にそれぞれ「矢島町」、 「西目町」、「鳥海町」の名称を付する。
- (4)岩城町及び東由利町は、現行の大字の前にそれぞれ「岩城」、「東由利」 の名称を付する。
- (5)表示、読み方が類似している大字名については、当該地域の住民の意向 を尊重し、今後関係市町間で調整する。

なお、地域自治区が設置される場合には、一市七町とも現行の大字の前に現 市町名を付さない。

18 慣行の取扱い

- (1) 市章については、新市において新たに制定する。
- (2)市民憲章、市の花、木、鳥、市民歌、宣言等については、新市において 調整する。
- (4)表彰制度については、新市において新たな制度を創設するものとし、名 誉市民等については、新たな表彰制度の中で調整する。

19 国民健康保険事業の取扱い

- (1)国民健康保険税の納期については、新市において本荘市の例により統一 する。
- (2)国民健康保険税の税率については、2つの区域による不均一課税とし、 急激な負担増加とならないよう配慮する。ただし、不均一課税の期間は、 合併後5年以内とする。
- (3)国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。
- (4)出産育児一時金及び葬祭費については、本荘市、矢島町、岩城町、由利 町、東由利町、西目町及び鳥海町の例により合併時に統一する。
- (5)保健事業の人間ドック助成については、対象者及び助成額を合併時に統 一するよう調整を図る。

20 介護保険事業の取扱い

介護保険事業については、合併時に本荘由利広域市町村圏組合の共同処理 事務として実施できるよう構成団体と調整を図る。

21 消防団の取扱い

- (1)消防団は、合併時に統合する。 なお、分団等の組織は当面現行のとおりとするが、新市において適正な 組織体制につ いて検討する。
- (2)報酬等については、合併時までに調整を図り統一する。
- (3)消防団の施設・設備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4)出初式については、新市において同一会場で実施できるように調整する。 その他の諸行事については、現市町ごとに現行のとおり実施するよう新市

において調整を図る。

22 各種事務事業の取扱い

22 - 1 姉妹都市・国際交流事業

- (1)姉妹都市等の提携及び交流事業については、現行のとおり合併時に新市 に引き継ぐ。
- (2)国際交流団体については、現行のとおり合併時に新市に引き継ぐ。

22 - 2 電算システム事業

電算システム事業については、合併時に電算システムを統合し、住民サービ スの低下を招かないよう調整する。

22 - 3 広報広聴関係事業

- (1)新市において、広報紙を発行する。
- (2)新市において、ホームページを開設する。
- (3)新市において、広聴活動の充実を図る。

22 - 4 納稅関係事業

- (1)納期前納付報奨金については、合併時に廃止する。
- (2)納税貯蓄組合に対する納税報奨金、奨励金及び補助金については、合併 時に統一する。
- (3)納税貯蓄組合連合会については、新市において調整する。

22 - 5 消防防災・交通関係事業

- (1)自主防災組織等消防防災に係る組織については、現行のとおり新市に引 き継ぎ、新市において組織体制等の調整を図る。
- (2) 防災計画については、新市において新たに策定する。なお、新たな計画 が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

- (3) 防災無線については、新市において速やかに統合する。
- (4)交通指導隊及び防犯指導隊については、新市において新たに組織する。

22 - 6 窓口業務

- (1)諸証明の発行については、様式を統一して実施する。
- (2)諸証明交付手数料については、合併時に統一する。
- (3) 臨時運行許可手続きについては、本荘市の例により実施する。

22 - 7 保健衛生事業

- (1)母子保健事業については、健康診査の実施場所について現行を基本とし、 健康診査内容の充実に努めるよう調整を図る。
- (2)予防接種事業については、接種方法及び自己負担金について合併時まで に統一するよう調整を図る。
- (3) 結核予防事業については、結核検診の対象者を統一して実施する。
- (4)健康21計画については、新市において新たに策定する。なお、新たな計 画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- (5)診療所事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (6)基本健康診査及び各種がん検診については、対象者及び自己負担金につ いて合併時に統一するよう調整を図る。
- (7)人間ドック助成事業については、対象者及び助成額について合併時に統 ーするよう調整を図る。

22 - 8 障害者福祉事業

- (1) 国が定める制度については、障害者福祉等に関する法律及び施行細則、 その他要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。
- (2) 国県補助事業については、実施要綱を統一して実施する。
- (3)在宅障害者共同作業所通所費助成については、要綱を統一して実施する。
- (4)移送費助成事業については、要綱を統一して実施する。

22 - 9 高齢者福祉事業

(1) 高齢者保健福祉計画については、新市において新たに策定する。

なお、新たな計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運 用する。

- (2)国または県が定める制度については、その要綱等に準拠しながらサービ スの充実に努める。
- (3)各市町独自の制度については、制度の経緯や従来からの実績を踏まえ、 新市において実施要綱を統一して実施できるよう調整を図る。
- (4) 敬老会については、現行を基本とし、新市において調整を図る。
- (5)長寿祝金については、対象年齢及び金額を統一する。

22 - 10 児童福祉事業

- (1)乳幼児医療については、矢島町、岩城町、由利町、東由利町及び西目町 の例により実施し、就学前医療費の無料化を図る。
- (2)地域子育て支援センターについては、地域の実情に応じた計画的な配置 を行う。
- (3)放課後児童クラブについては、実施要綱を統一して新市で実施する。児 童館活動での対応は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4)公立保育所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (5)保育料については、子育て支援の一環として西目町を例に徴収基準を設 定する。ただし、保育料が増額となる階層については合併後3年間据置き、 その後新市において段階的に調整を図り統一する。

22 - 11 その他の福祉事業

- (1)生活保護事業については、国・県の福祉制度に基づき新市において実施 する。
- (1)社会福祉協議会に係る事業委託・事業補助については、社会福祉協議会 の事情を考慮しながら調整を図る。

22 - 12 ごみ収集運搬業務事業

- (1)ごみ収集業務については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において 必要な調整を図る。ただし、粗大ごみ収集については、業者委託による個 別収集を基本として新市において調整を図る。
- (2)現行の清掃手数料は廃止し、新市において新たな制度の導入を図る。
- (3)ごみ処理施設は新市に引き継ぎ、新市においてごみ処理計画を策定し施

設整備の調整を図る。

(4)資源ごみの分別収集については、現行のとおり新市に引き継ぎ、分別収 集品目の拡大も含めて新市において調整を図る。

22 - 13 環境対策事業

- (1)法令に基づき公害調査を新市において現行のとおり実施する。
- (2)現行の公害防止に関する協定については、新市に引き継ぎ、新市におい て協定を結ぶ。
- (3) し尿処理については、現行のとおり本荘由利広域市町村圏組合の共同処 理事務として実施するよう調整を図る。
- (4) 火葬場については、現在の施設を新市に引き継ぐ。 使用料は、本荘市の例により統合する。

22 - 14 農林水産業関係事業

- (1)土地改良事業については、新市において統一した受益者負担割合になる よう段階的に調整する。ただし、現在実施中の事業は事業完了まで、現行 の受益者負担割合を継続する。
- (2)農地・農業用施設災害復旧事業については、新市において統一した受益 者負担割合になるよう段階的に調整する。
- (3)市町村森林整備計画については、新市において現市町の計画を引き継ぐ ような内容で策定する。なお、新たな計画が策定されるまでの間は、現計 画を新市に引き継ぎ運用する。
- (4)内水面漁業振興については、現行のとおり新市に引き継ぎ、事業内容は 新市において調整を図る。
- (5)漁港の管理については、西目町の例を基本に調整し新市において管理す る。また、漁港の占用施設は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (6)地域農業マスタープラン及び農業振興計画については、新市において新 たに策定する。なお、新たな計画が策定されるまでの間は現計画を新市に 引き継ぎ運用する。
- (7)米生産調整対策については、国の制度である水田農業経営確立対策の見 直しを踏まえて、新市において調整する。
- (8)病害虫防除事業については、新市において防除協議会を組織し調整を図 る。ただし、新協議会が組織されるまでは現行のとおりとする。
- (9)中山間地域直接支払事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (10) 畜産共進会については、合併時にJA管内(1市10町)での開催となる

よう調整する。ただし、東由利町においては平成17年度は地区共進会開催 後、JA管内の共進会参加となるよう調整する。

22 - 15 商工・観光事業

- (1)中小企業に対する融資については、合併時に統一するよう調整する。
- (2)観光施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (3)各種の観光イベントについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

22 - 16 建設関係事業

- (1)市町道は、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、新市の市道認定基準 については、統一した新たな基準を合併時までに作成する。
- (2)除雪体制については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において地域 の実情に応じた除雪計画を策定し、その充実に努める。
- (3)公営住宅の家賃は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

22 - 17 水道事業

- (1)上水道事業については、本荘市、矢島町、由利町、西目町及び鳥海町の 上水道事業を統合し、新市において新たな公営企業を設置する。
- (2)簡易水道事業及び小規模水道事業については、現行のとおり新市に引き 継ぐ。
- (3)水道料金及び量水器使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、 合併後3年を目途に統一する方向で調整する。
- (4)水道加入者分担金については、合併時に廃止する方向で調整する。
- (5)水道関係手数料については、合併時まで統一する方向で調整する。

22 - 18 下水道事業

- (1)公共下水道整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2)公共下水道事業に係る使用料及び受益者負担金については、現行のとお り新市に引き継ぎ、平成23年度を目途に統一するよう調整する。
- (3)集落排水等整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4)集落排水事業等に係る使用料及び受益者分担金については、現行のとお

- り新市に引き継ぎ、平成23年度を目途に統一するよう調整する。
- (5)合併処理浄化槽設置事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平 成23年度を目途に統一するよう調整する。

22 - 19 市・町立学校の通学区域

市・町立学校の通学区域については、現行のとおりとし、必要に応じ新市に おいて調整する。

22 - 20 学校教育事業

- (1) 奨学資金貸付事業については、現行制度をもとに合併時に統一する。た だし、合併前に決定を受けた者の貸付及び返還については、従前の例に よる。
- (2)修学旅行助成事業については、合併時に統一する。
- (3) 学校給食事業については、現行のとおりその業務を行うものとする。
- (4)スクールバスの運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新 市において必要な調整を図る。
- (5)遠距離通学費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市 において必要な調整を図る。
- (6)公立幼稚園については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

22 - 21 文化振興事業

- (1)芸術文化協会については、それぞれの事情を尊重しながら統合できるよ う調整に努める。
- (2) 文化財保護審議会は、新市において設置する。
- (3)指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4)歴史民俗資料館については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市におい て管理運営の調整を図る。
- (5)美術館については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

22 - 22 社会教育事業

(1)スポーツ関係団体については、それぞれの事情を尊重しながら統合でき

るように調整 に努め、スポーツ活動の振興を図る。

- (2)体育指導委員については、新市において設置する。
- (3) 各種スポーツ大会及びスポーツ教室・講習会等については、現行を基本 として新市において調整を図る。
- (4) 社会教育関係の各種委員については、新市において新たに設置する。
- (5)社会教育中期計画については、新市において策定する。
- (6)図書館については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において必要な 調整を図る。
- (7)成人式については、新市において調整を図る。
- (8)各種教室・講座等については、住民の要望等を考慮し、現行を基本とし て新市において必要な調整を図る。

23 新市建設計画 (新市まちづくり計画)

新市建設計画は、別添「新市まちづくり計画」に定めるとおりとする。

24 地域審議会及び地域自治区の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律に基づく地域審議会、または地方自治法及 び市町村の合併の特例に関する法律に基づく地域自治区の設置について合併 時まで検討する。

25 第三セクターの取扱い

第三セクターについては、それぞれの設立目的及び地域の実情を尊重し、現 行のとおり新市に引き継ぐ。

調印

本荘市、由利郡矢島町、同郡岩城町、同郡由利町、同郡大内町、同郡東由利町、同郡西 目町及び同郡鳥海町は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町 村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定に基づく本荘由 利一市七町合併協議会において、合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成16年8月17日



特別立会人

秋田県知事

寺田典城

立 会

(秋田県) 合併協議会委員

井上文夫

(本荘市) 合併協議会委員

各麻好三

(本荘市) 合併協議会委員 工藤新雄

(本荘市) 合併協議会委員 東海林京子

(本荘市) 合併協議会委員 村岡兼幸

(矢島町) 合併協議会委員 大蝎重夫

(矢島町) 合併協議会委員

(矢島町) 合併協議会委員 茂 承好文

(矢島町) 合併協議会委員

鈴木清

(岩城町) 合併協議会委員 (岩城町) 合併協議会委員 (岩城町) 离稳定一 合併協議会委員 (岩城町) 三浦、 総 合併協議会委員 (由利町) 合併協議会委員 上 (由利町) 抗麻牙孔 合併協議会委員 (由利町) 尾留川正 合併協議会委員 (由利町) 水肉忠、一 合併協議会委員 (大内町) 合併協議会委員 及 田 正雄 (大内町) 合併協議会委員 小松敏点 (大内町) 佐々木正男 合併協議会委員 (大内町) 小吃原 良一 合併協議会委員

(東由利町) 合併協議会委員

(東由利町) 合併協議会委員

(東由利町) 合併協議会委員

(東由利町) 合併協議会委員

(西目町) 合併協議会委員

(西目町) 合併協議会委員

(西目町) 合併協議会委員

(西目町) 合併協議会委員

(鳥海町) 合併協議会委員

(鳥海町) 合併協議会委員

(鳥海町) 合併協議会委員

(鳥海町) 合併協議会委員

遠藤忠平 小松義嗣 長公山 金子茄雄 斎藤学、 浦重夫 須田妙子 原友 犬 友 あっる



新市まちづくり計画 [基本構想] ダイジェスト版 人と自然が共生する 躍動と創造の都市











本荘由利一市七町合併協議会

新しいまちには、

都市の機能も自然も優しさもあります。

計画の概要

一市七町の合併に向けた計画策定の 方針は、次のとおりです。

計画の趣旨は?

本荘由利一市七町合併後のまちづくりの基本 方針を定め、地域の特性、伝統・文化を生かし ながら、新市の速やかな一体化の促進と、魅 力ある地域づくりや住民福祉の向上を図るた めに策定するものです。

計画の期間は?

合併初年度からの10年間とします。 「平成17年度から26年度」

計画の構成は?

新市の将来像、基本方針を定め、これに基づい て策定されるもので、地域別整備方針、重点 プロジェクト、新市の基本施策、公共施設の適 正配置と統合整備及び財政計画を中心として 構成します。

主要指標

面積

面積は、1,209.04km(東西約32.3km、南北 約64.7km)で、県の面積の10.7%を占めて おり、全国でも有数の面積が広い市になります。

人口

魅力ある雇用の場の創出や、子育て支援など を推進し、生活環境の整備や福祉、教育、文化 の充実など総合的なまちづくりを進め、若年層 を中心に人口の定着を図り、目標年次の人口 を86,000人と想定します。

世帯数

核家族化の進行は今後も継続するものと予想 されますが、少子化対策など施策の充実により、 30.000世帯と想定します。



新市の将来像と施策の方向

新市が県南西部の中核都市として、

一体性と地域間のバランスのとれた自立的な発展と成長を続けていくために、 3つの基本理念を踏まえながら、将来像を次のように定めます。

「人と自然が共生する 躍動と創造の都市

基本方針)

住民自治

地域に開かれた住民自治のまち

○地域の住民目治組織(コミュニティ)の強化 ◎開かれた行政の推進

◎住民と行政の協働によるまちづくりの推進

住民自治と協働の 精神に基づいた 可能性豊かで自立したまち

産業雇用

活力とにぎわいのあるまち

○農林水産業の振興

高工業の振興

観光の振興

○産学官民連携の促進

○雇用の安定と若者の定住促進

基太理念

人と豊かな自然がつなぐ 健やかで 創造性あふれるまち

交流とにぎわいに 支えられて

活き活きと躍動するまち

健康福祉

生活環境

健やかさとやさしさあふれる 健康福祉のまち

○健康づくりの推進と医療体制の充実

◎地域福祉の充実とパリアフリーの推進

人材の育成と活用

○高齢者福祉の充実と

介護保険の適正運用

○障害者福祉の充実

○子育て支援と児童福祉の充実

行政財政

行財政改革による 健全なまち

○行政運営の効率化 ○財政運営の健全化

情報交流

心ふれあう情報と 交流のまち

○道路網の整備

公共交通の整備

○高度情報通信基盤の整備

の男女共同参随社会の推進

新市内外交流の推進

教育文化

豊かな心と文化を 育むまち

◎学校教育の光実

○青少年の健全育成

○生涯学習の推進

○歴史・文化の保存・総承と活用

◎スポーツの振興

恵まれた自然とやすらぎのある

環境共生のまち

○住環境の整備

公園・級地の整備 第生環境の整備

○消防・防災・防犯・交通安全施策の推進

○市街地の整備

◎上-下水道の整備

○自然環境の保全と共生

みんなを幸せにする力が強くなります。



地域に開かれた住民自治のまち

新市の誕生による行政区域の広域化に対応し、 住民のまちづくりへの主体的な参加と行政との適正な役割分担に基づく 「住民自治のまち」を確立します。

1.地域の住民自治組織(コミュニティ)の強化

- ■町内会や自治会などのコミュニティ機能が充分に発揮 できるよう、活動の活性化や組織の強化を図ります。
- ■地域住民が主体的に自治活動に取り組めるように、公民館や集会所などの活動拠点整備や財政支援に努めます。
- ■自治活動をリードできる地域リーダー育成の支援やコミュ ニティ意識の啓発、住民参加の促進に努めます。

2. 開かれた行政の推進

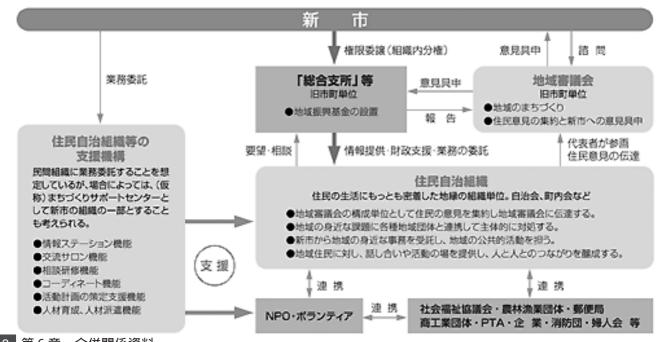
- ■公共施設及び地域の拠点施設を結ぶ情報ネットワーク の構築や、住民と行政が双方向で情報交換できるシス テムを段階的に推進します。
- ■行政情報の公開とホームページや広報紙による情報提供の充実に努めます。
- ■住民意識を的確に把握し有効に反映できるように、市 政懇談会の開催などきめ細かな広聴に努めます。

3. 住民と行政の協働によるまちづくりの推進

- ■旧市町の区域ごとに住民自治組織の代表者等で構成する地域審議会を設置し、さまざまな分野における住民参画を推進します。
- ■住民自治組織、ボランティア、NPOのまちづくり活動の支援に努めます。
- ■地域における課題は地域で解決できるように、一定の 行政事務の住民自治組織への段階的委託を推進します。



住民自治のまちづくりのための仕組み(イメージ図)



効率的で質の高い行政施策。人づくりと福祉の充実。 活発な交流とやすらぎが生まれ、地域は未来に向って発展します。



活力とにぎわいのあるまち

地域の産業が低迷している中、産学官民が一体となり地域の課題に取り組み、 地域の特性を活かした産業振興を図りながら、 活力あるまちづくりを進めます。

1.農林水産業の振興

- ■農業生産基盤の強化や担い手の確保・経営組織の育成 を図ります。
- ■農業関係基金等の活用による生産者の支援や人材育 成に努めます。
- ■農畜産物のブランド化のため、市場価値の高い農畜産 物の産地形成の確立を図ります。
- ■広大な農地を有効活用した、地域特産物の生産を促進 します。
- ■「由利牛」の銘柄確立のため、地域内一貫体制の確立 を図り、一大産地化の形成を目指します。
- ■森林資源の保全と育成を図るとともに、良質の秋田ス ギ材の生産・流通を促進します。
- ■シイタケやシメジなど、特用林産物生産拠点の整備に 努めます。
- ■養殖や放流事業、生産環境の整備を図り、安定した漁 業の形成に努めます。



2. 商工業の振興

- ■市街地の計画的な商業集積や経営の近代化などを進め、 消費者のニーズに沿ったにぎわいのある商業拠点の形 成に努めます。
- ■既存商工業の活性化のため、商工会との連携による経営 指導や、資金貸付・利子補給などの支援の充実を図ります。
- ■日本海沿岸東北自動車道の開通に伴う流通経路を活か した企業誘致や新規創業支援、ベンチャー企業などの 育成を図ります。

3.観光の振興

- ■観光・レクリエーション拠点の整備を図るとともに、地 域に点在している観光資源を活用した体験・滞在型の 観光振興に努めます。
- ■地域の観光拠点を結ぶ観光ルートの整備や観光施設 のネットワーク化を推進します。
- ■情報提供の充実、イベントの創出、特産品の開発など による観光客の誘客に努め、観光を通じた地域産業の 活性化を図ります。

4.産学官民連携の促進

- ■県立大学などと連携を図りながら、新技術・新製品の共 同研究・開発を支援します。
- ■地域産業の技術力を高めるため企業間交流や各種研 究機関との連携により、人材の確保・育成を推進します。
- ■産業以外の分野でも共同研究や研修を行うなど、地域 の共通課題に一体となり取り組む体制を整え、新市の まちづくりを推進します。

5.雇用の安定と若者の定住促進

- ■資格や技能の取得など就業支援の充実に努めるとともに、 求人・求職情報の提供を図るなど、雇用対策を推進します。
- ■学生やUターン希望者への情報提供と地元の受入れ体 制の充実を図り、若者の定住促進に努めます。



第6章 合併関係資料 119



健やかさとやさしさあふれる 健康福祉のまち

少子高齢化が進む中すべての人が健康で快適な生活を送るため、 保健・福祉・医療の施策の充実と連携を図り、ゆとりあるまちづくりを進めます。

健康づくりの推進と医療体制の充実

- ■健康に対する意識の高揚 や健康診査・健康相談など を充実させ、日常的な健康 増進を総合的に推進します。
- ■保健・福祉・医療相互の連 携を図り、適切な医療サー ビスを提供できる環境づく りに努めます。



2. 地域福祉の充実とバリアフリーの推進

- ■社会福祉協議会やボランティア団体等、関係機関との 連携を強化し情報の共有化や支援に努めます。
- ■地域における総合的な相談体制づくりなど、実情に応 じた地域福祉の充実に努めます。
- ■生活環境のパリアフリー化を積極的に推進し、安全で 快適な地域社会づくりに努めます。

3. 人材の育成と活用

- ■保健専門職員の確保と専門的な知識と技術を持った人 材の育成に努めます。
- ■シルバーパワーやボランティア等の人材活用を推進します。

4. 高齢者福祉の充実と介護保険の適正運用

- ■ネットワークの活用による情報の提供や相談体制の強 化を図ります。
- ■趣味・スポーツを通じた生涯学習や知識・技術を活かし た社会活動を推進します。
- ■高齢者相互の交流や世代間交流の促進、各種団体の育 成や支援の充実に努めます。
- ■福祉施設の整備や在宅介護の支援等を拡充し、ともに 支え合う福祉社会づくりを進めます。
- ■高齢者向け公営住宅の整備や高齢者住宅の改造等へ の支援の充実に努めます。
- ■介護保険制度の啓発を図り、質の高いサービスが提供 できる環境づくりを進めます。

5. 障害者福祉の充実

- ■関係機関との連携を強化し、保健指導や生活支援等の 充実に努めます。
- ■生活訓練施設やグループホーム等の自立支援体制の 確立に努めます。
- ■通所授産所や小規模作業所など活動できる場の確保 や整備を図り、社会のなかで働く喜びや生きがいを見 いだすような環境づくりに努めます。
- ■相談体制や学習機会、交流の場の充実を図り、障害に 対応した教育に努めます。



6. 子育て支援と児童福祉の充実

- ■母子の健康づくりや子育ての悩みなどを地域のなかで 支え合うネットワークづくりを推進します。
- ■保育料の減免や就学前医療費の無料化等の支援体制 の拡充を図ります。
- ■保育所の充実や安全な遊び場の確保などに努め、総合 的な子育で支援体制の充実を図ります。





恵まれた自然とやすらぎのある 環境共生のまち

新市は山・川・海と自然環境に恵まれた地域であり、

日常生活において安全・快適で利便性に満ちた生活を営めるように、

自然環境の保全や環境に配慮した、魅力あふれる環境共生のまちづくりに努めます。

1. 住環境の整備

- ■新市の気候風土や高齢化社会に対応し、歴史・文化に 根ざした住宅・街並景観づくりを促進します。
- ■市民のニーズに合った質の高い公営住宅の供給と定住 促進に向けた住環境の整備に努めます。

2. 公園・緑地の整備

- ■市民の憩いの場である公園や史跡公園などの整備を図り ながら、地域コミュニティの場としての活用を促進します。
- ■緑地の保全・育成に努め、市街地の緑化を推進します。

3.衛生環境の整備

- ■ごみ収集体制の充実に努めるとともに、リサイクルによる資源化や減量化に対する意識の啓発を図ります。
- ■地域の最終処分場やごみ処理施設の適切な運用に努めます。

4. 消防・防災・防犯・交通安全施策の推進

- ■防災体制の充実と、消防・防災設備の整備を計画的に 進めるとともに、自然災害や火災に備えた地域防災計 画を作成します。
- ■防災行政無線の整備や災害監視・告知システムなどの ネットワーク化を図ります。
- ■市民一人ひとりの防災意識を高めながら、自主防災組 織の充実と活動の支援を推進します。
- ■地域ぐるみでの防犯体制の構築・強化を進めるとともに、 交通安全関係団体の組織・活動への支援、交通安全意 識の啓発を図り、安全・安心のまちづくりに努めます。



5. 市街地の整備

- ■街並景観に配慮した市街地の形成を図りながら、幹線 道路や環状道路の整備を促進します。
- ■市内外の人々が集い交流できる場の創出、未利用地の 計画的な利用に努めます。

6.上・下水道の整備

- ■市民の節水意識の高揚を図るとともに、老朽管や浄水 場の整備を推進し、水道水の安定供給に努めます。
- ■下水道の処理区域の拡大と汚水処理施設の整備を促進します。

7. 自然環境の保全と共生

- ■ごみの不法投棄防止策や美化活動を推進するとともに、 市民の環境に対する意識高揚に努めます。
- ■森林の計画的な整備と多面的な活用を図るとともに、 市民や観光客が自然にふれあい、充実した自由時間を 楽しめるまちづくりを進めます。
- ■有機資源のリサイクルやクリーンエネルギーの積極的 な導入を図るなど、自然と調和した地域循環型社会の 構築を目指します。





豊かな心と文化を育むまち

めまぐるしく変化する社会情勢に対応した教育環境の充実が不可欠であり、 人材育成に努めながら、

教育文化の充実したまちづくりを目指します。

1. 学校教育の充実

- ■学校施設や情報ネットワークの整備など、教育環境の 充実を図ります。
- ■人間性豊かで確かな学力を身に付けた児童生徒の育 成に努めます。
- ■学校施設を生涯学習や住民活動の場として活用できる、 地域に開かれた学校づくりを推進します。
- ■保護者の二一ズを踏まえた就学前教育の充実を図ります。
- ■地域、家庭、学校の連携を強化し、ふるさと教育や国際 理解教育を推進します。
- ■ボランティア活動等を通して、心豊かな人間性を育み、 将来を担う活力ある人材の育成に努めます。

2. 青少年の健全育成

- ■青少年の自主的活動を支援するとともに、地域社会活動 への積極的参加を促進します。
- ■関係機関や団体と連携を図り、青少年の国際交流や地 域活動、ボランティア活動などを通じ世代間の交流を 促進します。
- ■青少年の健全育成の阻害要因である有害図書の規制 などをはじめ、家庭や学校、地域社会が一体となり非行 防止対策に取り組みます。

3. 生涯学習の推進

- ■生涯学習ニーズに対応した講座等の充実に努め、多く の市民が交流できる社会教育施設の整備を図ります。
- ■図書館の蔵書や情報システムを充実させるなど、社会 教育施設の利用を促進します。
- ■幅広い学習機会と情報の提供など、市民の学習活動へ の参加を促進します。
- ■地域の優れた人材を活かした生涯学習ボランティアの 養成に努めます。
- ■芸術文化団体やサークル等への支援を行い、芸術文化 の振興に努めます。

4. 歴史・文化の保存・継承と活用

- ■文化財等、資料の収集保存、記録、整備に努めます。
- ■民俗芸能・伝承行事等を市民の共通財産として保護・ 継承を図ります。
- ■歴史・文化・伝承行事等の情報を提供し、学習する機会 の拡充に努めます。

5. スポーツの振興

- ■スポーツに関する情報や機会を提供するとともに、スポー ツ施設の整備を図ります。
- ■地域の特性を生かした生涯スポーツの普及に努めます。
- ■指導者の養成や一貫した指導体制の充実により、競技 スポーツの振興を図ります。
- ■平成19年開催の秋田わか杉国体については、競技会場 となる施設の整備拡充と運営体制の強化を図るととも に、市民ポランティアの確保と支援の充実に努めます。









心ふれあう情報と交流のまち

市民の情報の共有化や広域的な交流の基盤となる道路網の整備は 新市の重要な課題であり、新市インフラ整備の促進を図りながら、 情報と交流のまちづくりに努めます。

道路網の整備

- ■市道や地域間を結ぶ幹線道路の整備を計画的に推進します。
- ■日本海沿岸東北自動車道やアクセス道路など高速交通 体系の促進を図ります。
- ■歩行者に配慮した安全な道路整備を図るとともに、冬期 間における除排雪の充実や防雪柵の整備を促進します。

2. 公共交通の整備

- ■羽越本線については、複線化による高速化、ダイヤの 充実、さらに羽越本線新幹線の整備促進について引き 続き要望していきます。
- ■鳥海山ろく線については、他の輸送交通機関との連携 を図り、経営の安定化に努めます。
- ■バス交通については、利用促進と利便性の向上に努め るとともに、コミュニティバスの運行などによる交通手 段の確保を図ります。
- ■道路渋滞、排気ガス等による環境の悪化に対応するため、 パーク・アンド・ライド方式等新交通システムの導入に 努めます。

3. 高度情報通信基盤の整備

- ■光ファイバで各公共施設を結ぶ地域イントラネットや CATV、加入者系光ファイバ網など、高度情報通信基盤 の整備を推進します。
- ■高度情報化社会に対応できる、専門的な知識や技術を 持った人材の育成に努めます。
- ■テレビ難視聴地域や携帯電話の不感地域を解消し、生 活の利便性の向上を図ります。

4. 男女共同参画社会の推進

■研修会やフォーラムを開催することにより、家庭や戦 場での環境づくりや意識の啓発を図り、男女共同参画 社会の推進に努めます。

5. 新市内外交流の推進

- ■情報の共有化に努め、市民の融和と交流を促進するイ ベント等の創出を図ります。
- ■新市外との交流によりにぎわいを創出するとともに、 友好都市や姉妹都市との交流を深め、国際交流の推進 と活動の支援を図ります。
- ■国際化時代にふさわしい地域づくりを進めるため、外 国人に配慮した各種サービス体制の充実や交流活動 の促進に努めます。



行財政改革による健全なまち

たゆまなく変化する社会情勢の動向に対処しながら、 情報公開や行政改革に取り組み健全な行財政運営を進めます。

1.行政運営の効率化

- ■行政機構の見直しや人員配置の適正化、事務事業の合 理化など、行政改革を推進するとともに行政サービス の向上に努めます。
- ■インターネットを活用した情報公開や各種申請、施設 予約など、電子自治体システムの構築を推進します。

2. 財政運営の健全化

- ■バランスのとれた財政運営と安定した税源の涵養、受益 者負担の適正化などを図り、自主財源の確保に努めます。
- ■財政需要を的確に把握した財源の有効活用など、財政 運営の合理化を図り、長期的な財政計画に基づいた財 政運営に努めます。

合併って、それぞれの魅力を継承しながら 成長するためのものだと思う。

新市の誕生を契機に、地域全体がそれぞれの個性を生かしながら 一体的に成長、発展していくために、 地域の特色を活かしたまちづくりを進める 8つの地域拠点からなる地域構造の形成を図ります。





本莊地域

本荘由利産学共同研究センター等を中心にした研究開発型 企業や誘致による工業振興をはじめ、先進的な農業の確立 など、産業活性化と雇用の創出に努めます。県立大学等の 高等教育機関、高次医療機関、文化センター機能、商業サー ビス機能などエリア中核を引き受ける地域にふさわしく、 新市全体にとって利便性の高いまちづくりをめざします。 また、学園都市、国際交流都市として、文化の香りとにぎ わいの創出に努めるとともに、子吉川河口を有する水辺を 活かし、川と海をつないだスポーツ・レクリエーション基地 の整備を進めます。中心市街地活性化策と歴史を伝える 街なみの保全・整備を行い、風格のある都市をめざします。



大内地域

OUCHLAREA

有線テレビケーブルが、ほぼ全戸に張り巡らされている本 地域は、福祉、産業、教育の各分野においてケーブルを利 用した情報サービスの、より高度化を進めるとともに、新 市の情報発信拠点としての整備を図ります。また、他地 域との連携による農畜産物の特産化を図り、インターネッ ト、直売所を活用し、直接消費者に良質で安全な農畜産物 を届ける農業を推進します。現在整備が進められている 日本海沿岸東北自動車道及び地域高規格道路本荘大曲道 路の接続点である大内ICの建設が計画されており、こう した高速交通体系の整備を見据えた企業の誘致、交流拠 点の整備を図ります。



新市南部の地域拠点にふさわしい機能充実のための整備 を促進するとともに、基幹産業である農林・畜産の振興や、 国定公園鳥海山矢島口の玄関としての観光インフォメー ション機能の強化に努めます。また、城下町としての歴史 的資源と鳥海山・子吉川の自然環境を活用しながら、歴史 と自然にふれあう観光レクリエーション基地としてエコ ミュージアム(自然まるごと博物館)などの体験交流を促 進する拠点機能の強化を進めるとともに、光ファイバ網を 活用した情報交流拠点として地域産業の活性化を図ります。



東由利地域

HIGASHIYURI AREA

中山間地域として持っている環境保全機能、また、生活・ 余暇空間としての機能を維持しつつ、既存する豊かな自然 資源を活かしながら、「生産」と「生活」及び「自然環境」 の場が一体となった都市にはない「ゆとりと潤いのある活 力に満ちた地域」を目指します。また、「人」「物」「情報」 が行き交う道の駅を含む地域活性化拠点「黄桜の里」、 「緑」「水」「黄桜」など充実した自然景観を誇る「八塩い こいの森」等の施設維持・充実に努めるとともに、新市の 東の玄関口として山紫水明の里づくりを進めます。





岩城地域

秋田市との接点に位置するこの地域では、国立療養所道 川病院、消防学校、岩城少年自然の家及び秋田厚生年金 休暇センター等、国・県の施設と連携しつつ、通勤者の定 住の場として、サテライトとしての特徴を生かした宅地と 緑の居住空間の整備を進めます。また、旧亀田藩の歴史的・ 文化的施設が集まっている地域特性を生かした生活空間 を創出し、新市の文化的エリアとして地域活性化を図りま す。さらに、風車やオートキャンプ場、温泉施設などが並 ぶ道の駅「岩城」と、現在整備している島式漁港公園を中 心に、リゾート的観光エリアの目玉として海洋性レクリエー ション施設の整備を図ります。



西目地域

NISHIME AREA

「恵まれた自然環境と調和した、ゆとりと優しさのある定住 地域」をモットーにして、基幹産業である農業の振興、農 業と調和した商工業や観光、漁業の振興など産業の振興 を図るとともに、快適な生活ができる環境の整備を図り、 安心して暮らせる定住地域づくりを目指します。山、川、 海の豊かな自然環境に恵まれた地域であるとともに、新市 の中心部へのアクセスも良く、利便性と快適性を兼ね備 えた地域であり、住宅地の整備や地域福祉の振興・教育環 境の整備を図るなど、安心して暮らせる定住地域の促進 を図ります。



由利地域

基幹産業である農業の生産基盤を活かした、生産・流通・ 消費の拡大を推進し、豊富な地下資源(天然ガス・石油) の活用とともに、恵まれた自然を保有した鳥海高原「南 由利原高原青少年旅行村」の滞在型レジャー機能を高め ます。また、牧歌的自然環境を満たす東由利原の「ふれあ い農場]を新市の畜産の拠点と位置付け、経済効果のあ る地域内産業の拡充や定住促進の環境整備を図ります。 さらに、統合小学校整備に伴う既存施設(旧校舎・用地)を 親水や交流の場としての機能充実に努め、地域の特性を 生かしながらふるさとの豊かさを感じとれる、人と自然が 調和した均衡のある地域づくりを進めます。



鳥海地域

CHOKALAREA

鳥海国定公園を中心に、鳥海山系、日本の滝百選の名勝 である法体の滝、良質の天然温泉、歴史ある民俗文化など、 地域の特性である多様な観光資源を最大限に活かし、新 たな広域的観光ルートの確立を推進するとともに、質の 段い農畜産物を鳥海山ブランドとして産地化し販売拡大 を図り、また、グリーンツーリズムなどを通じて都市圏域 の人々の保養・行楽の場を提供することにより、農業の再 生を柱に、観光との連携を緊密に図り産業基盤の新たな 構築を推進します。さらに、老人福祉施設を核とし各種介 護サービスの拡充を軸に、長寿時代を楽しく充実して暮 せる高福祉社会の実現を目指します。

山と川と海と都市と。 共通の風土を大切に、新しいネットワーク

情報通信網、幹線道路網等の整備により、

8つの地域拠点を結ぶ「地域連携軸」を形成し、新市の機能強化を図ります。

1.情報通信網の形成

光ファイバ等情報通信網やCATVなど が県内でも最も進んでいる地域である 矢島地域・大内地域の特性を活かしな がら、本庁・支所及び各公共施設など新 市全体を結ぶ地域イントラネット*の強 化を図るとともに、地域の生活情報・農 業情報などの受発信や各分野における 情報化を進めていきます。

2. 幹線道路網の形成

各拠点地域を結ぶ幹線道路を整備する ことにより、各拠点地域の有機的連携 の強化を図るとともに、地域の生活関 連道から主要幹線道へのスムーズなア クセスを実現し、新市の全体的な機能 後化を進めていきます。

※地域イントラネット

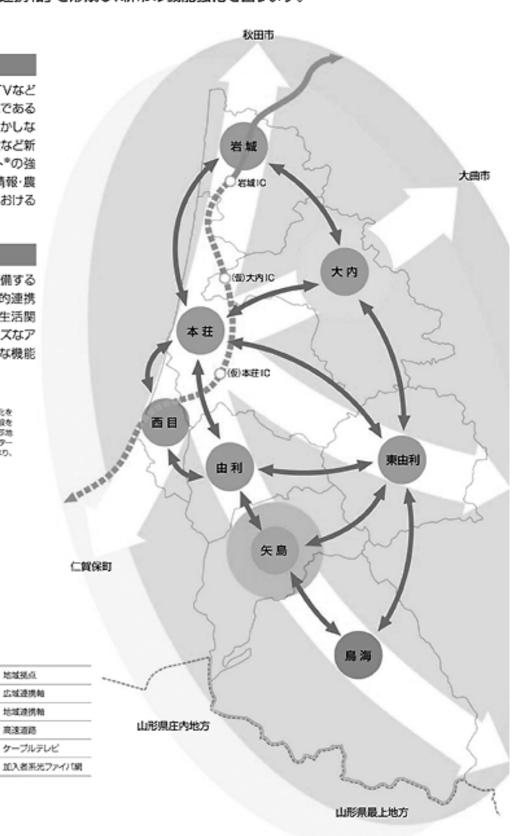
地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を 図るため、庁舎、学校、病院など地域内の公共施設を 高速・大容量の通信回線(光ファイバなど)で組ぶ地 地に密着した公共LAN(ネットワーク)のこと。インタ ネット技術、ソフトウェアを組み合わせることにより、 変方向のマルチメディア通信が実現できます。

■凡 例

4

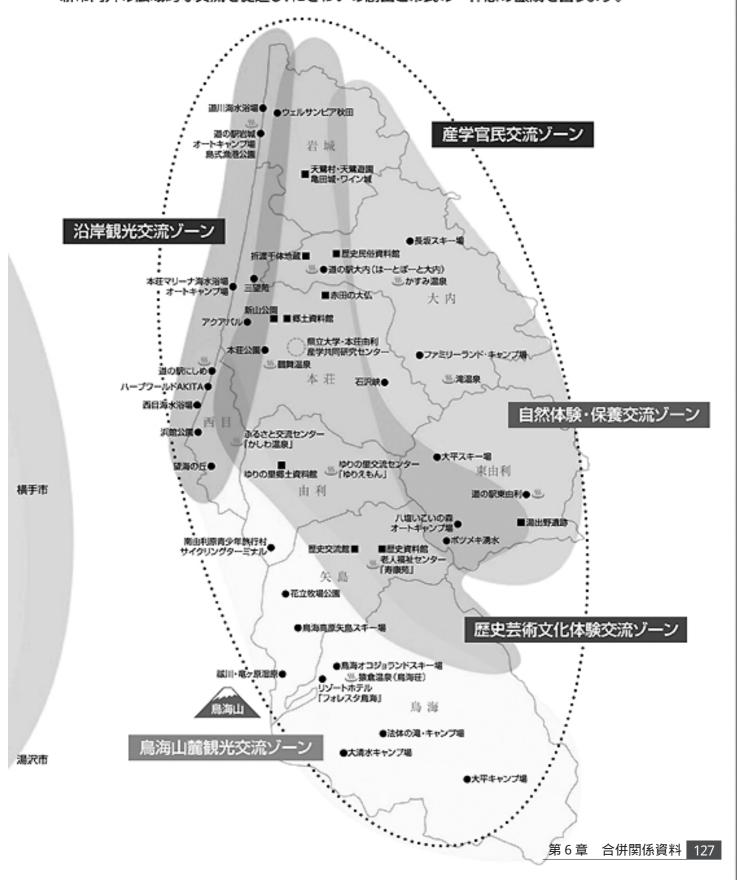
地域摄痕

高速道路



も始まります。

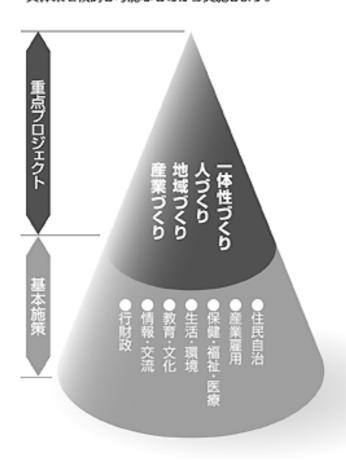
地域の特性を活かした魅力ある交流ゾーンの形成により、 新市内外の広域的な交流を促進し、にぎわいの創出と市民の一体感の醸成を図ります。



私たちがひとつであること。 それを確かなかたちで示そう。

新市の目指すまちの姿とする「将来像」を実現する上で、 特に重点的、戦略的に取り組むべきテーマで、 それぞれの分野の基本施策(事業)に総合的に波及効果を及ぼす可能性のある 新たな施策の考え方を重点プロジェクトとして提案するものです。

重点プロジェクトは、相互に密接に関連してくる分野 が多く相乗効果も期待できることから、新市において プロジェクトチームを設置し、実施可能な手法と解決 すべき課題を整理した上で、優先順位をつけてその 具体策を検討し可能なものから実施します。



1. 新市の一体性づくりプロジェクト

- ■住民に対しては、一体性を認識してもらい、新市への帰 属意識と連帯感を醸成し、地域への誇りと自信を高める 取り組みを推進します。
- ■新市としての認識を高め、新市の明確なイメージの浸透 を図ります。
- ■新市としての一体性の確立を通して職員の意識改革を 図ります。

2. 人づくりプロジェクト

- 1.住民自治組織等の充実による人づくりの推進
- ■地域の独自性を生かし、段階的に住民自治組織のレベル アップを図り、地域を支える人づくりを進めます。
- ■ボランティア組織・NPOなどの人材を積極的に育成し、 住民自治組織との連携によるまちづくりを推進します。
- 2.学校教育の充実
- ■基礎的・基本的な内容が確実に身に付く学習指導と、県 立大学と連携した情報教育・環境教育・基礎科学教育・国 際理解教育などの充実を推進します。
- ■地域の歴史·文化等のふるさと教育や体験学習を充実さ せながら、将来の地域を支える人づくりを推進します。

3. 地域づくりプロジェクト

■特色ある地域資源や高度情報通信基盤の活用、地域交通 システムの構築を推進するとともに、構造改革特別区域 (規制緩和区域)認定の申請を図ることなど、新市がバラ ンスよく発展していけるような地域づくりを推進します。

4. 産業づくりプロジェクト

- ■新市においては「観光の産業化」を重要なテーマとして 取り上げます。
- ■有望な地域資源を活かし、自然と共生できる体験・滞在 型レクリエーションゾーンとしての拠点の整備を行い、自 然とのふれあい、心のやすらぎを求める「グリーン・ツー リズム」等、新しい観光の受け入れ体制を推進します。
- ■商業・農業・林業・土木などあらゆる分野で、産学官民一 体となって観光を通した地域産業の活性化を推進します。

合併協定項目の協議状況 第8回 合併協議会までに確認された事項

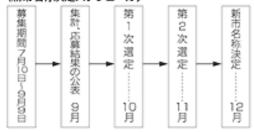
I 基本的協定項目

- ■合併の方式
 - 市七町を廃し、新市を設置する新設(対等)合併とする。
- ■合併の目標年次

合併特例法の期限である平成17年3月までとする。

■新市の名称

〈新市名称決定スケジュール〉



- ■新市の事務所の位置
- ●新市の事務所(管理・事務局部門など本庁機能の事務所)の位 置は本荘市に置き、当分の間、新庁舎の建設は行わない。
- ●一市七町の現庁舎を総合支所とする。なお、既存の支所およ び出張所は存続する。

Ⅱ 合併特例法に規定されている項目

- ■地方税の取扱い
- 市民税、固定資産税、軽自動車税、鉱産税、入湯税は標準税率 に統一する。
- ●納期については地方税法に定めている納期に統一する。
- 都市計画税は現行のとおりとする。
- ■一般職の職員の身分の取扱い
- ●一般職の職員は新市の職員として引き継ぎ、職員数は新市に おいて定員適正化計画を策定し定員管理の適正化に努める。
- ●給与については、適正化の観点から調整し統一を図る。

Ⅲ その他の協定項目

- ■特別職の職員の身分の取扱い
- 特別戦の職員の設置、人数、任期は、法令等の定めにおいて調 整する。また、報酬については、現行の報酬額及び類似団体の 報酬額を参考に調整する。
- ■一部事務組合等の取扱い
 - 本理地区消防事務組合···本荘市·岩城町·大内町·東由利町·西目町 矢島地区消防組合… ··矢島町·由利町・鳥海町
- ●合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務、財 産並びに一般戦の職員は新市に引き継ぐ。
- ■介護保険事業の取扱い
- ●合併時に、本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務として 実施できるよう構成団体と調整する。
- ■慣行の取扱い
- ●市章については新市において新たに制定する。
- ●市民憲章、市の花、木、鳥、市民歌、宣言等については、新市に
- ●表彰制度については、新市において新たな制度を創設し、名誉 市民等については新たな表彰制度の中で調整する。
- ■消防団の取扱い
- ●消防団は、合併時に統合する。なお、分団等の組織は当面現行 のとおりとし、新市において適正な組織体制について検討する。
- ●報酬等については合併時までに調整を図り、消防団の施設・設 備は現行のとおり新市に引き継ぐ。

- ■条例・規則等の取扱いについて
- ●合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し 施行する必要があるもの。
- ●合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの。
- ●合併後、逐次制定し、施行するもの。

各種事務事業の取扱い

- ■広報広聴関係事業の取扱い
- ●新市において、広報紙の発行やホームページを開設し、広報・ 広聴活動の充実を図る。
- ■保健衛生事業の取扱い
- ●母子保健事業については、健康診査の実施場所は現行を基本 とし、健康診査内容の充実に努める。
- ●予防接種事業については、接種方法・自己負担金について合 併時まで統一する。
- ●結核予防事業については、結核検診の対象者を統一して実施する。
- ■姉妹都市等の取扱い
- 姉妹都市等の提携、交流事業、国際交流団体については、現行 のとおり合併時に新市に引き継ぐ。
- ■建設関係事業の取扱い
- ●市町道は新市に引き継ぎ、新市の新たな認定基準を合併詩ま で作成する。
- ●除雪体制については、現行のとおり新市に引き継ぎ、地域の実 情に応じた除雪計画を策定し、充実に努める。
- ●公営住宅の家賃は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- ■水道事業の取扱い
- ●上水道事業については、本荘市、矢島町、由利町、西目町、鳥海 町の事業を統合し、新たな公営企業を設置する。また、簡易水 道、小規模水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- ●水道料金、量水器使用料については、現行のとおり新市に引き 継ぎ、合併後3年を目途に統一する。
- ●水道加入者分担金については、合併時に廃止する方向で調整する。
- ●水道関係手数料については、合併時までに統一する方向で調 整する。
- ■下水道事業の取扱い
- ●公共下水道整備については、現行のとおり新市に引き継ぎ、使 用料及び受益者負担金は平成23年度を目途に統一するよう 調整する。
- ●集落排水等整備については、現行のとおり新市に引き継ぎ、使 用料及び受益者負担金は平成23年度を目途に統一するよう 調整する。
- ●合併処理浄化槽設置事業については、現行のとおり新市に引 き継ぎ、平成23年度を目途に統一するよう顕整する。
- ■文化振興事業の取扱い
- ●芸術文化協会については、それぞれの事情を尊重しながら統 合できるよう調整に努め、文化財保護審議会は新市において
- 指定文化財及び美術館については現行のとおり新市に引き終ぐ。
- ●歴史民俗資料館については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新 市において管理運営の調整を図る。
- ■市・町立学校の通学区域の取扱い
- ●通学区域については現行のとおりとし、必要に応じて新市にお いて調整する。
- ■電算システム事業の取扱い
- ●合併時に電算システムを統合し、住民サービスの低下を招か ないよう調整する。
- ■窓口業務の取扱い
- ■諸証明の発行様式及び交付手数料については、合併時に統一する。
- ●臨時運行許可手続きについては、本荘市の例により実施する。

学成15年9月末現在